

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした、「令和3年5月24日付け沖防第3213号林地開発協議書」のうち、「現況写真」については、開示すべきである。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和4年2月15日付け（令和4年2月16日收受）で、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下に係る開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

「沖縄防衛局が県に提出した2021年5月24日付け沖防第3213号の林地開発協議書

なお、本件文書については昨年10月4日に公開請求したところ、県は10月15日に不開示決定したが、「防衛局と協議完了後以降」は、「県情報公開条例第14条第2項に規定する不開示理由がなくなる」とした。すでに防衛局は、「協議は終了した」として美謝川整備工事に着手しており、県がいつまでも「協議中」とすることは認められない。」（以下「本件請求文書」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書として「令和3年5月24日付け沖防第3213号林地開発協議書」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、令和4年3月2日付けで、本件公文書の提出者である沖縄防衛局に対して意見書提出の機会を付与することとし、意見の提出を求めた。また、同日付けで、条例第13条の規定に基づいて開示決定等の期限の延長を行った。

これに対し、令和4年3月23日付けで沖縄防衛局から、本件公文書のうち、かがみ文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、2号イ、4号及び6号に該当することを理由として「開示されると支障がある」との意見書の提出があった。また、本件公文書の残りの部分について、同年6月30日付けで沖縄防衛局から、法第5条第1号、2号イ、3号、4号、6号柱書き及び6号ロに該当することを理由として「開示されると支障がある」との意見書の提出があった。

実施機関は、本件公文書のうち、かがみ文書について、条例第7条第2号、3号、4号及び7号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和4年3月31日付けで公文書部分開示決定を行った。

また、実施機関は、本件公文書のうち、残りの部分について、条例第7条第2号、3号、4号及び7号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和4年7月13日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4年8月4日付け（令和4年8月8日收受）で実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年10月19日付けで審査会に対して、本件処分の可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

土地登記簿謄本以外の文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

土地登記簿謄本以外の文書は、条例第7条第2号、3号、4号及び7号の不開示情報には該当しない。また、それぞれの不開示部分が条例の何号に該当するのかその理由等が不明である。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

本件処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

条例第7条第2号、3号、4号及び7号に該当するとして不開示とした箇所には、個人情報、企業に関する情報、国の契約に関する情報、並びに未発注の工事に関する情報が含まれている。

開示請求内容について開発行為者である沖縄防衛局に対し意見照会を行ったところ、当該情報が開示された場合、公にすることにより、既知の情報との組み合わせにより、特定の個人が識別される。同様に特定の企業・法人の識別も可能となる。過去に普天間飛行場代替施設建設事業に係る調査業務の受注者が入居するビルに金属片が撃ち込まれる事件（以下「金属片撃込事件」という。）が発生したことを鑑み、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。未発注の工事数量が含まれるため、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の回答があった。

沖縄防衛局からの回答内容も踏まえたところ、当該情報を開示した場合、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある（条例第7条第2号）、法人等または事業を営む個人の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（同条第3号）、公共安全等と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある（同条第4号）、また当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条第7号）ものと判断し当該情報を不開示とした。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

実施機関は、条例第7条第4号を適用する理由について、沖縄防衛局に意見照会

を行ったところ、金属片撃込事件が発生したことを鑑み、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の回答があったとしている。

審査請求人が過去に沖縄防衛局に対して地質調査報告書に係る公文書開示請求を行った際、同様の理由により不開示とされたのは受注業者名についてであった。

沖縄防衛局が受注業者名を不開示としたことは、同様の行為が発生するおそれがあるというのであれば、辺野古新基地建設事業について、金属片撃込事件以後の全ての受注業者名を不開示としなければならないところ、そのような措置は取られていないことから、情報公開法に違反したものである。

本件処分において実施機関が、沖縄防衛局が受注業者名を不開示とした際の法令に違反した言い分をそのまま引用し、本件公文書の多岐に渡って、受注業者名ではない箇所について、同号に該当するとして不開示としたことは認められない。

実施機関は、その他にも条例第7条第2号、3号及び7号等を理由として、多くの図面や文書を不開示とした。森林法（昭和26年法律第249号）の林地開発制度は、民有林であっても地域森林計画の対象となっている森林は、災害の防止等の公益上の機能があることから、一定規模以上の開発行為にあたって都道府県知事の許可を得るよう定めたものである。

従って、林地開発協議書の審査にあたっては、開発行為者の個別的な利害ではなく、これらの公益上の理由からの審査が必要である。

その点からも、今回、実施機関が多くの図面や文書を不開示としたことは認められない。

第6 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

1 本件請求について

本件請求は、本件公文書の開示を求めるものであり、実施機関はその一部を条例第7条第2号、3号、4号及び7号に該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対して、審査請求人は、土地登記簿謄本以外の文書は不開示情報には該当せず、林地開発協議書の審査にあたっては、開発行為者の個別的な利害ではなく、これらの公益上の理由からの審査が必要であるとして、本件処分の取消しを求めているが、実施機関はなお本件処分は妥当であるとしていることから、以下、本件公文書の見分結果を踏まえ、各文書における不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 条例第7条第2号、3号、4号及び7号について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定した上で、以下のとおり不開示情報としての要件を定めている。

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する

情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人が識別されうる情報も本号本文に該当する情報である。

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にすることができる場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とし、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の、不開示情報としての要件を定めている。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

さらに、同号ただし書においては、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定され、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないものとされている。

(3) 条例第7条第4号について

条例第7条第4号は、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有する公共の安全等に関する情報の、不開示情報としての要件を定めている。

公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有する情報を不開示情報とすることとしている。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、捜査のほか、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持することをいう。

(4) 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として、アからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

同号本文における「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ不開示とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではないので、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。

「適正」かどうかを判断するに当たっては、公益上の開示の必要性も考慮されることから、事務又は事業に関する情報を公にすることによって、生じる種々の利益と不利益を比較衡量しなければならない。

「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。

「おそれ」の程度については、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 各文書における不開示部分の不開示情報該当性について

本件処分に係る本件公文書のうち、実施機関が条例第7条各号に掲げる不開示情報に当たる情報が含まれるとして不開示とした部分がある文書は、審査請求人が開示可否について争わないとしている土地登記簿謄本を除くと、以下のとおりである。そこで、それぞれの文書における不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 事業概要書

事業概要書においては、事業の規模に係る記載のうち、仮設道路①新設工事における道路延長及び仮橋延長の数量について、条例第7条第7号に掲げる不開示情報に当たるとして不開示とされている。

不開示とした理由について、実施機関は、開示請求時点において発注前の工事であり、事業量を公にすることによる事業の推進上の支障を考慮し不開示とした旨説明している。

当該情報を発注前に公にすれば、当該情報を知った者がより有利な状況でその後の入札に臨むことができ、その結果として、開発行為者における契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。よって、同号に掲げる不開示情報に当たるため、不開示としたことは妥当である。

(2) 区域図

区域図においては、当該林地開発に係る区域の地番入りの地図について、条例第7条第2号、3号及び4号に掲げる不開示情報に当たるとして不開示とされている。

地番のうち、個人が所有する土地に係る地番は、登記事項証明書等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの若しくは特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、土地の位置が特定されるといった、個人の権利利益を害するおそれがあるものと考えられる。

また、地番のうち、法人が所有する土地に係る地番は、法人に関する情報であって、これを公にすることにより、登記事項証明書等の他の情報と照合することで特定の法人が識別される、土地の位置が特定されるといった、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。

さらに、地番のうち、個人・法人のいずれにも該当しない国や地方公共団体等が所有する土地に係る地番は、これを公にすることにより、隣接する土地に係る地番が推測・特定されるおそれがあると思料され、その結果として、隣接する土

地を所有する個人や法人の権利利益を害するおそれがあるものと考えられる。

したがって、当該不開示部分は、条例第7条第2号及び第3号に掲げる不開示情報に該当し、同条第4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 地籍図

地籍図においては、当該林地開発に係る区域の地籍図について、資料タイトル、凡例、取得年月日及び法務局名等を除き、条例第7条第2号、3号及び4号に掲げる不開示情報に当たるとして不開示とされている。

審査会において、地籍図を見分したところ、当該林地開発に係る区域における土地の境界線や地番等が記載されていることが確認できた。

したがって、上記(2)と同様の理由により、条例第7条第2号及び第3号に掲げる不開示情報に該当し、同条第4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 現況写真

現況写真においては、当該林地開発に係る区域を撮影した航空写真について、資料タイトルと撮影日を除き、条例第7条第7号に掲げる不開示情報に当たるとして不開示とされている。

不開示とした理由について、実施機関は、工事区域と精緻な地理情報との照合が可能となり、米軍提供施設・区域周辺への侵入が容易になると推測され、これにかかる安全管理などを含む防衛事務の遂行に支障を及ぼすと懸念されたことから、国の事務に支障を来すおそれがあると判断し、不開示とした旨説明している。

しかしながら、審査会において、本件公文書のうち既に開示されている現況図や土地利用計画図を確認したところ、これらにおいて土地の状況や工事区域等の情報を読み取ることが可能であると認められた。よって、実施機関の説明は合理的な説明であるとは認め難く、他に不開示とすべき事情も認められないことから、現況写真については開示すべきである。

(5) 林地開発計画書

林地開発計画書においては、開発行為に係る森林の所在場所に係る地番について、条例第7条第2号、3号及び4号に掲げる不開示情報に当たるとし、土量等に係る数量及び防災施設に係る数量について、同条第7号に掲げる不開示情報に当たるとして、それぞれ不開示とされている。

開発行為に係る森林の所在場所に係る地番については、上記(2)と同様の理由により、条例第7条第2号及び第3号に掲げる不開示情報に該当し、同条第4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

土量等に係る数量及び防災施設に係る数量については、実施機関は、発注前に工事数量が類推されるなど、事業の遂行上、支障をきたすおそれがあるため不開示とした旨説明している。当該情報を発注前に公にすれば、当該情報を知った者がより有利な状況でその後の入札に臨むことができ、その結果として、開発行為者における契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。よって、同条第7号に掲げる不開示情報に当たるため、不開示としたことは妥当である。

(6) 森林区域内の土地利用計画一覧表

森林区域内の土地利用計画一覧表においては、森林区域内の土地に係る所在場所、面積、開発面積、開発後の用途及び森林所有者等について、条例第7条第2号、3号及び4号に掲げる不開示情報に当たるとして、それぞれ不開示とされている。

これらの情報は、上記(2)と同様の理由により、条例第7条第2号及び第3号に掲げる不開示情報に該当し、同条第4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 森林区域外の土地利用計画一覧表

森林区域外の土地利用計画一覧表においては、森林区域外の土地に係る所在場所、面積、開発面積、開発後の用途及び土地所有者等について、条例第7条第2号、3号及び4号に掲げる不開示情報に当たるとして、それぞれ不開示とされている。

これらの情報は、上記(2)と同様の理由により、条例第7条第2号及び第3号に掲げる不開示情報に該当し、同条第4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 土地賃借料算定調書及び土地明細書

土地賃借料算定調書及び土地明細書においては、所有者氏名並びに住所（名護市が所有者である土地に係るものを除く。）及び土地の所在地に係る情報等について、条例第7条第2号、3号及び4号に掲げる不開示情報に当たるとして、それぞれ不開示とされている。

これらの情報は、上記(2)と同様の理由により、条例第7条第2号及び第3号に掲げる不開示情報に該当し、同条第4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 工事工程表

工事工程表においては、美謝川整備工事及び仮設道路①新設工事の工期に係る部分について、条例第7条第7号に掲げる不開示情報に当たるとして不開示とされている。

不開示とした理由について、実施機関は、開示請求時点において発注前の工事に係る工程表の開示は、事業者の適正な事業の遂行に予期せぬ支障をもたらしかねないことから不開示とした旨説明している。

当該情報を発注前に公にすれば、発注時期等を推測される等により、結果として契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。よって、同号に掲げる不開示情報に当たるとして、不開示としたことは妥当である。

(10) 縦横断面図

縦横断面図においては、美謝川整備工事に係る計画縦断面中の縦断線形勾配等の数量及び一部の横断面図と、仮設道路①新設工事に係る縦断面図及び横断面図について、条例第7条第7号に当たるとして不開示とされている。

不開示とした理由について、実施機関は、発注前に事業量を開示すると、工事数量が類推されるなど、事業の遂行上、支障をきたすおそれがあるため不開示とした旨説明している。

当該情報を発注前に公にすれば、当該情報を知った者がより有利な状況でその後の入札に臨むことができ、その結果として契約事務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあるものと考えられる。よって、同号に掲げる不開示情報に当たるため、不開示としたことは妥当である。

(11) 土量計算書

土量計算書においては、美謝川整備工事に係る土工総括表等における盛土等の数量及び一部の横断図と、仮設道路①新設工事に係る土工総括表等における盛土等の数量及び横断図について、条例第7条第7号に当たるとして不開示とされている。

不開示とした理由について、実施機関は、発注前に事業量を開示すると、工事数量が類推されるなど、事業の遂行上、支障をきたすおそれがあるため不開示とした旨説明している。

当該情報を発注前に公にすれば、当該情報を知った者がより有利な状況でその後の入札に臨むことができ、その結果として契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。よって、同号に掲げる不開示情報に当たるため、不開示としたことは妥当である。

(12) 流域現況図

流域現況図においては、流域現況図（開発前）及び美謝川整備工事並びに仮設道路①新設工事に係る流域現況図（開発後）における勾配等の数値について、条例第7条第7号に当たるとして不開示とされている。

不開示とした理由について、実施機関は、発注前に事業量を開示すると、工事数量が類推されるなど、事業の遂行上、支障をきたすおそれがあるため不開示とした旨説明している。

当該情報を発注前に公にすれば、当該情報を知った者がより有利な状況でその後の入札に臨むことができ、その結果として契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。よって、同号に掲げる不開示情報に当たるため、不開示としたことは妥当である。

(13) 排水施設計画平面図等

排水施設計画平面図等においては、美謝川整備工事に係る排水施設計画平面図中の勾配等の数量及び排水構造物工詳細図と、仮設道路①新設工事に係る排水施設計画平面図中の勾配等の数量及び排水構造図について、条例第7条第7号に当たるとして不開示とされている。

不開示とした理由について、実施機関は、発注前に事業量を開示すると、工事数量が類推されるなど、事業の遂行上、支障をきたすおそれがあるため不開示とした旨説明している。

当該情報を発注前に公にすれば、当該情報を知った者がより有利な状況でその後の入札に臨むことができ、その結果として契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。よって、同号に掲げる不開示情報に当たるため、不開示としたことは妥当である。

(14) 排水施設等計画一覧表

排水施設等計画一覧表においては、美謝川整備工事並びに仮設道路①新設工事に係る排水施設等計画一覧表における排水施設の種類等について、条例第7条第7号に当たるとして不開示とされている。

不開示とした理由について、実施機関は、発注前に事業量を開示すると、工事

数量が類推されるなど、事業の遂行上、支障をきたすおそれがあるため不開示とした旨説明している。

当該情報を発注前に公にすれば、当該情報を知った者がより有利な状況でその後の入札に臨むことができ、その結果として契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。よって、同号に掲げる不開示情報に当たるため、不開示としたことは妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(付言)

条例第14条は、「実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

不開示理由の付記については、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、公文書の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第7条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、開示しないこととなった根拠規定の条文及び当該規定を適用する根拠は示され、了知し得るものとなっているため違法とまではいえない。しかし、開示請求者にとって十分に理解しやすいよう、理由の記述をより詳細にする等の工夫の余地があると思料される。

今後、実施機関において、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない決定を行う際には、条例第14条の趣旨に照らして、より丁寧な情報公開事務の処理に努められるべく、改善を要望する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏名	役職名等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長（令和6年1月31日まで）
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長職務代理（令和7年1月9日以降）
高良 誠	弁護士	令和7年1月9日以降
徳本 和秀	弁護士	令和7年1月9日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理（令和7年1月8日まで）
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長（令和7年1月8日まで）
西山 千絵	琉球大学教授	会長（令和7年1月9日以降）
三浦 毅	琉球大学准教授	令和7年1月8日まで

審査会の処理経過

年月日	内 容
令和4年10月20日	諮問書受理
令和5年9月26日	審議（第348回）
令和5年11月20日	審議（第350回）
令和6年2月20日	審議（第353回）
令和7年6月18日	審議（第369回）
令和7年10月15日	審議（第373回）
令和7年11月21日	審議（第374回）
令和7年12月26日	審議（第375回）
令和8年1月23日	審議（第376回）
令和8年2月12日	審議（第377回）
令和8年3月12日	審議（第378回）
令和8年4月30日	審議（第379回）